

税金特集号

2 月 5 日から確定申告受付が始まります。
日時、会場を確認の上、来場下さい。

建設長崎

February
No.572

2013年 2 月15日

1 部20円 組合員の購読料は組合費に含ます

印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●北村政和 編集人●若杉孝雄



▲主催者挨拶 相川執行委員長



▲連合長崎 宮崎事務局長



▲民主党 川越代表



▲社民党 吉村代表



建設長崎本部旗開き

二〇一三年建設長崎新春旗開きが、一月五日十一時より組合本部二階において挙行されました。国会議員、上部団体労組並びに県下の組合員・主婦の代表や、書記局総勢二〇名が集い、盛会に開催されました。田上書記長の司会・開会で始まり、主催者を代表して相川執行委員長が「総選挙への協力お礼、仕事確保対策を最重点課題として取り組みたい。特に住宅リフォーム助成制度の継続拡充、未実施の県・市に対しても強く要請していきます。今年も皆様のご協力をお願いいたします。」と年頭の挨拶を述べました。

来賓の挨拶では、労働団体を代表して連合長崎の宮崎事務局長、民主党を代表して川越代表、社民党を代表して吉村代表が、それぞれ支部で趣向をこらした旗開きが盛会に開催されました。

本部新春旗開きに引き続き、各支部の旗開きが平戸支部を皮切りに一月十日～二十四日の島原支部まで各支部毎に開催されました。



▲浦上東支部旗開き風景

て吉村県議の三名の方から連帯と激励の挨拶を受け、来賓紹介後、中崎労働金庫理事長の乾杯の音頭で懇親会に入りました。

和気藹々と和やかなうちに時も経ち、最後に原田金労済県本部長が力強く「団結頑張り」を三唱して閉会しました。

平戸支部を皮切りに各支部毎に旗開きを開催（一月十日～一月二十四日）

仕事確保を最重点に 建設長崎新春旗開き

1/5

平成24年分から適用になる主な制度改正

○生命保険料控除制度の改正

平成24年1月1日以降に締結した新規・更新契約より、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に「介護医療保険料控除」が新設で追加されました。

一つの保険契約の中でも、基本契約と特約で控除対象が変わる場合や、生命保険料控除対象外になるものがありますので、保険会社等から送られてくる確定申告用証明書の内容に注意して下さい。

平成23年12月31日以前の新規・更新契約分については、今まで通りの生命保険料控除が適用され、旧制度と新制度が併存します。

控除額の算出は、一般生命保険、個人年金、介護医療保険のそれぞれで控除額を算出した後に合算し、上限12万円まで控除できますが、旧制度の適用保険のみ（介護医療保険なし）の場合は、上限10万円までとなります。

【所得控除限度額12万円】※旧契約だけの場合は、10万円が限度になります。

	一般生命	個人年金	介護医療保険
新契約（H24. 1. 1～）	4万円	4万円	4万円
新旧合わせて控除の場合	4万円が限度	4万円が限度	
旧契約（～H23. 12. 31）	5万円	5万円	なし

【新制度に該当する保険と旧制度に該当する保険の両方がある場合の具体例】

旧制度の生命保険（控除額5万円）、新制度の個人年金保険（控除額4万円）、新制度の介護医療保険（控除額4万円）がある場合、5万円＋4万円＋4万円＝13万円となりますが、12万円が生命保険料控除となります。

○認定 NPO 法人への寄附金控除対象の拡大

国税庁長官による認定 NPO 法人に加え、平成24年分以後、都道府県知事または指定都市の長が認定、または仮認定（仮認定期間中の寄附が対象）した NPO 法人にも拡大。

○住宅関連

①認定長期優良住宅における特例措置の延長

住宅ローンを借りなくても所得税額控除を受けられる特別控除が、上限額50万円（前年までは100万円）引き下げた上で、2年間延長されました。平成24年1月1日から平成25年12月31日までの入居が対象。

②認定低炭素住宅における税額軽減措置の創設

省エネ性能の高い「低炭素住宅」として認定された住宅を取得し、平成24年または平成25年に居住した場合に、住宅ローン控除額の拡充および登録免許税の軽減措置などの優遇措置が受けられます。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

③住宅取得資金の贈与税非課税枠の拡充と延長

住宅取得資金にかかる贈与税の非課税措置が3年延長され、平成26年12月31日までの贈与が対象。住宅の性能による非課税限度枠は下表の通りです。

対象住宅	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
耐震住宅2等級以上省エネ住宅4等級以上	1000万円	1500万円	1200万円	1000万円
一般住宅		1000万円	700万円	500万円

○医療費控除の対象が拡大

対象範囲に、介護福祉士による喀痰（かくたん）吸引等及び認定特定行為業務従事者（一定の研修を受けた介護職員等）による特定行為に係る費用の自己負担分が加えられました。

○事業所得等関係

中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法28の2）の適用期限が平成26年3月31日まで、2年間延長（措法28の2①）。

確定申告（所得税）受付日程のお知らせ

確定申告の時期になりました。

●組合で申告をされる方●

建設長崎税金対策部では、各支部の受付を下記日程で行います。

指定された受付日に申告いただきますよう、ご準備・ご協力をお願いします。

日程・その他でご不明な点は、各支部へお問い合わせ下さい。

●税金申告に関するお尋ねは！

初めてご自分で申告をされる方、記帳の仕方がわからない方は各支部へお問い合わせ下さい。

※尚、税金受付は2月5日から始まりますので、その前までにご相談下さい。

■受付の時に用意してくるもの■

①税務署から送って来た申告用紙及び印鑑と筆記用具

②記帳簿（売上・仕入・外注費・労務費・一般経費等が記入されているもの）

③家族全員の氏名・生年月日（健康保険証を持参されたら間違いありません。）

④生命保険・個人年金（新・旧の制度については、1面を参照して下さい）・損害保険料（地震保険）の控除証明書（領収書は認められませんので、必ず、控除証明書をお願いします。）

⑤配偶者で、パート等の収入があり、扶養家族になる人は、収入明細書を持参下さい。（源泉徴収票も可）

⑥国民年金や市町村国保加入の人は、控除証明書、又は納付書（平成24年中に納付した分）

⑦病気で長期間仕事ができなくて、収入がない人は医師の証明書（長建国保加入の人は国保で証明します。）

⑧医療費控除を受ける人は、病院・薬局等の領収書

⑨不動産収入のある人は、収入明細書とその所在地

⑩農業収入がある人は、農業収入・支出明細書（収支計算書等）

⑪住宅取得控除を受ける人は、銀行から年末残高証明書、初めて受ける人は加えて住民票・請負契約書・売買契約書・登記簿謄本（今年初めて住宅取得控除を受ける人は、事前に支部事務所に問い合わせして下さい。）

●消費税率の引き上げに反対しましょう。●

●税金申告に関するお尋ねは！

初めてご自分で申告をされる方、記帳の仕方がわからない方は各支部へお問い合わせ下さい。

※尚、税金受付は2月5日から始まりますので、その前までにご相談下さい。

■税制改正点について（重要）■

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

平成26年1月から、事業所得等があり、白色申告をしている全ての方（所得税の申告が必要ない方も含む）について、記帳・帳簿等の保存が義務付けられます。

まだ、記帳のしかた、必要な帳簿の保存についてわからない方は、まずは組合へご相談ください。

消費税の事業者免税点制度が改正されています。

平成23年（基準期間＝課税期間の2年前）に課税売上1,000万円を超えると、平成25年は課税事業者になりますが、この基準に加え、平成24年から1月～6月まで（特定期間＝課税期間の前年1月～6月）の課税売上が1,000万円を超えた場合も、平成25年に課税事業者になることになりました。ただし、特定期間については、給与支払総額が1,000万円を超えたかどうかで判定しても良く、都合の良い基準で判断できますが、一人親方は、課税売上のみで判定することになります。

支部別受付日程（下記日程表は日付順ではありません。所属支部の欄でご自身の受付日を確認して下さい。）

建設長崎地区

【 中 央 総 支 部 】				【 浦 上 総 支 部 】			
支部	実施日	対 象 分 会	会 場	支部	実施日	対 象 分 会	会 場
中 央	2 月14日(木)	桜馬場、勝山、片淵、西山、田上、愛宕	地区労会館 2 F	浦 上 西	2 月12日(火)	竹の久保、城山、小江原	組合本部
	2 月19日(火)	佐古、小島、風頭、茂木、その他			2 月15日(金)	青山、花園、油木	
	2 月21日(木)	稲佐、旭、飽の浦、小櫛、福田、西坂、銭座			2 月20日(水)	三重、三重団地、鳴見台、畝刈	三重地区市民センター
	2 月26日(火)	磨屋、伊良良、本河内、日見			2 月26日(火)	江里、西、清水、その他	組合本部
大 浦	2 月13日(水)	第1日の出、第2日の出、東山、川上、南八景	大浦区民センター	2 月27日(水)	滑石 2・3・4、横尾	滑石ふれあいセンター	
	2 月20日(水)	上田・南山手、出雲、小菅、小島、戸町、新戸町、その他			2 月28日(木)	西北、岩屋、葉山	組合本部
市 南	2 月 6 日(水)	平山、為石、蚊焼、川原	三和町公民館	浦 上 東	2 月18日(月)	本原、三原、住吉	組合本部
	2 月 7 日(木)	高浜第1、高浜第2、岬木場、野母、その他			2 月21日(木)	昭和、上野、緑・坂本	
	2 月 8 日(金)	小ヶ倉、土井首、江川・竿の浦、深堀、香焼	南部市民センター		2 月22日(金)	本尾、女の都、三川、川平、その他	
東 長 崎	2 月22日(金)	田ノ浦、矢上上、矢上下	長崎市植木センター	西 彼	2 月 5 日(火)	長与連合分会	長与町ふれあいセンター
	2 月27日(水)	戸石、飯盛			2 月 6 日(水)	時津連合分会	時津町北部コミュニティセンター
	2 月28日(木)	古賀、多良見、その他			2 月 7 日(木)	琴海、西彼、西海	琴海文化センター
					2 月 8 日(金)	外海、大瀬戸、西海	外海中央公民館

諫早・大村・島原地区

【 県 央 総 支 部 】			
支部	実施日	対 象 分 会	会 場
諫 早	2 月14日(木)	上山、中央、北部、永昌	支部事務所
	2 月15日(金)	小長井、高来、本野、その他	
早	2 月18日(月)	森山、飯盛、南部、有喜	支部事務所
	2 月19日(火)	西部、三浦、長田	
大 村	2 月25日(月)	鈴田、大村 1～2 西大村 1～3	支部事務所
	2 月26日(火)	萱瀬、竹松 1～2、福重 松原、彼杵	
	2 月28日(木)	その他、全分会	
島 原	2 月 8 日(金)	西部連合分会	千々石町公民館
	2 月12日(火)	島原市および南目地区	支部事務所
	2 月13日(水)	島原市および北目地区	

佐世保・北松・平戸地区

【 県 北 総 支 部 】			
支部	実施日	対 象 分 会	会 場
佐 世 保 中 央	2 月18日(月)	大和、旭、光海、清水	県北総合会館
	2 月19日(火)	船越、愛宕、春日、花園	
	2 月20日(水)	山祇、天神、福石	
佐 世 保 東	2 月13日(水)	広田、波佐見、三川内	支部事務所
	2 月14日(木)	宮、川棚、針尾	
	2 月15日(金)	黒髪、早岐、日宇	
佐 世 保 北	2 月25日(月)	皆瀬、本山、吉岡	県北総合会館
	2 月26日(火)	棚方、相浦、上相浦、日野	
	2 月27日(水)	大野西、松瀬、瀬戸越、柚木	
北 松	2 月 6 日(水)	佐々、小佐々、鹿町	佐々文化会館
	2 月 7 日(木)	吉井、世知原、江迎、松浦	
平 戸	2 月21日(木)	平戸北、宝亀、紐差、獅子	支部事務所
	2 月22日(金)	津吉、田平、生月、度島	

国土交通省からのお知らせ

建築物を建築しようとするときは、届出^(※)が必要です
(※建築基準法第15条第 1 項の規定による建築工事届)

- Q** どのような場合に届出が必要なのですか？
A 工事部分の床面積が10㎡をこえる建築工事（新築、増築、改築、又は移転）をする場合に届出が必要です。
- Q** どのように届出をおこなうのですか？
A ・届出の名称は「建築基準法第15条第 1 項の規定による建築工事届」（「建築工事届」）といえます。
・建築主が、建築主事を経由して、都道府県知事あてに届出を行います。
・建築主事の確認を受ける場合は建築確認申請と同時に、指定確認検査機関の確認を受ける場合は確認済証交付後に遅滞なく届出を行う必要がありますが、都市計画区域外の小規模建築物の建築工事等、建築確認申請が必要ない建築工事の場合でも、建築工事届の届出が必要な場合があります。
・詳しくは建築工事を行う敷地のある都道府県庁へお問い合わせください。
- Q** 届出はどのように使用されますか？
A ・主に統計作成に使用されます。
国の基幹統計である「建築着工統計調査」を作成し、毎月末に公表しています。建築着工統計調査の結果は、国民経済計算（SNA）等の、重要な経済指標の基礎データとして活用されています。
・正確を期すために、建築工事届の届出内容について担当者から問い合わせることがあります。
- Q** 届出をしないとどうなりますか？
A 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、50万円以下の罰金が科されることがあります。

建築物を除却しようとするときは、届出^(※)が必要です。
(※建築基準法第15条第 1 項の規定による建築物除却届)

- Q** どのような場合に届出が必要なのですか？
A 工事部分の床面積が10㎡をこえる建築物の除却工事をする場合に届出が必要です。
- Q** どのように届出をおこなうのですか？
A ・届出の名称は「建築基準法第15条第 1 項の規定による建築物除却届」（「建築物除却届」）といえます。
・建築物の除却の工事を施工する者が、建築主事を経由して、都道府県知事あてに届出を行います。
・詳しくは除却工事を行う敷地のある都道府県庁へお問い合わせください。
- Q** 届出はどのように使用されますか？
A ・主に統計作成に使用されます。
国土交通省で「建築物除却統計調査」を作成し、毎月末に公表しています。「建築物災害統計調査」とあわせて、建築物の滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料として活用されます。
・正確を期すために、建築物除却届の届出内容について担当者から問い合わせることがあります。
- Q** 届出をしないとどうなりますか？
A 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、50万円以下の罰金が科されることがあります。



建設業許可事業所への 保険加入指導が強化されます

なぜ？

技能労働者の賃金水準の低下や若年入職者の減少を防ぐ、あるいは法定福利費の負担の有無による受注競争の不公平をなくす、などの理由からです。

加入しないとどうなる？

許可の申請の際に未加入の事業所は文書による指導がされ保険加入の報告が求められます。それでも加入しない場合は社会保険担当部局から直接加入指導がされることになり、さらにはゼネコンやハウスメーカー等の工事現場への入場も制限されることとなります。

【確認事項】

健保適用除外による建設国保加入は

『経営事項審査で減点になりません』

『従業員が五人以上個人事業所及び法人事業所が、健保適用除外をして国保組合に加入していることは、社会保険適用であること』

『健康保険の適用除外の承認を受けた国保組合加入は、経営事項審査の減点の対象にならない』のでお間違いないようにご注意ください。

経審の減点幅も拡大

すでに平成二十四年七月からは経営事項審査の評価が厳しくなり雇用保険、健康保険、厚生年金が未加入の場合、減点幅が最高一二〇点となりました。

保険加入に関するお問い合わせや、行政窓口等で指導を受け
た際は組合事務所までご相談下さい。



ネットワーク長崎のお困りごと案内ダイヤル

TEL(095)820-1234

(受付 平日午前 9 時～午後 6 時)

「どこで相談にのってもらえるか分からない…」

「こんなこと、相談してもいいかなあ…」

「専門家に直接連絡するのは、なんだか怖いし…」

そんなあなたの為の気軽な案内窓口です。

まずは、電話であなたの「お困りごと」をお聞かせください。
適切な専門家をご紹介します。

(この窓口で直接ご質問に回答することはいたしておりません。)

案内窓口の利用には、通話料以外の費用はかかりません。

相談や依頼は、ネットワーク長崎に参加・連携している専門家がお受けします。

(こちらは、所定の料金がかかります。)

ネットワーク長崎は、原総合法律事務所（代表弁護士 原 章夫）が事務局を担当しています。



相談

